

差し押さえ物品の公売

市税の滞納処分として差し押さえた動産を、入札により公売(売却)します。公売する物品の下見会も実施しますので、入札を希望される方は、ご参加ください。

■下見会 **3月21日(金) 10:00~16:00**
場 所/甲賀市役所土山支所3階フロアー

■公売日 **3月26日(水) 10:00~**
場 所/甲賀市役所土山支所3階フロアー

公売する物品

狸等の置物、植木鉢、生花用水盤等、合計22点でそれぞれの見積り価格は、市ホームページに掲載しています。また、見積り価格一覧表を市役所市民窓口センター、各支所、納税課に設置しています。

※詳しい内容は、納税課で公売の前日までに説明を受けてください。



公売日に必要な物

- ・本人が確認できる書類
(運転免許証、パスポート、健康保険証など)
- ・印鑑
- ・落札予定金額相当分の現金
(当日、落札金額に消費税を加算した合計額を納付いただき、その場で落札された物品を引き渡します。)

問…納税課 滞納対策係 ☎65-0681 ☎63-4574

平成20年度 軽自動車税の減免申請を受付します。

軽自動車税には、身体障がい者・精神障がい者・知的障がい者・戦傷病者に対する減免制度があります。減免を受けようとする場合は、次の事項に注意し申請を行ってください。

減免対象となる障がい者の範囲

身体障がい者・精神障がい者・知的障がい者・戦傷病者の手帳を交付され、甲賀市軽自動車税減免基準に該当する方
(等級によっては該当しない場合もあります。)

減免対象となる車両

障がい者が所有し、本人が運転する軽自動車
※ただし、次の場合は生計同一者の車両であっても減免申請ができません。

- ・身体障がい者が18歳未満で生計同一者の軽自動車
(身体障がい者が18歳以上になると本人名義の軽自動車では減免できません。)
- ・精神障がい者・知的障がい者で生計同一者の軽自動車
- ・障がい者が所有し、障がい者のみの世帯で構成されるために、障がい者を常時介護する者が使用する軽自動車
※普通自動車・軽自動車・バイクのいずれかが1台しか減免できません。

申請期間

4月1日(火)~5月26日(月)まで

※減免決定までに時間を要するため申請されてもいったんお支払い頂く場合がありますので、できるだけ4月中に申請していただきますようお願いいたします。

申請期間を過ぎると受付できませんのでご注意ください。

申請に必要なもの

1. 減免申請書(税務課および各支所地域窓口課にあります。)
2. 障害者手帳
(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳のいずれかが該当するもの)
3. 主に運転する者の運転免許証
4. 該当車両の車検証
5. 印鑑(本人のもの)
6. 軽自動車税納税通知書(届いている場合のみ)
※「生計同一及び常時介護者」の場合は上記以外に別途書類が必要になります。

申請書の提出先

税務課および各支所

問…税務課 市民税係 ☎65-0679 ☎63-4574